鳥取県西部広域行政管理組合掲示第4号

　　　公募型プロポーザルの執行について

　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選考を行うので、次のとおり公告する。

　　令和６年５月７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県西部広域行政管理組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　プロポーザルの概要

　⑴　プロポーザルの内容

　　　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に対する提案

　⑵　対象となる業務名

　　　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業

　⑶　業務期間

　　　契約締結の日から令和８年３月31日まで

２　参加資格

　　本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

　　なお、本プロポーザルの参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなったときは、当該参加者は、その時点で失格とする。

　⑴　過去10年間において、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅡ型以上の構築業務を元請として履行完了した実績及び消防救急デジタル無線の構築業務を元請として履行完了した実績があること。

なお、構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有しているものと判断する。

　⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

　⑶　本組合の構成市町村のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登録されていること。

　⑷　本組合から指名停止措置を受けていないこと。

　⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

　⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（

以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

　⑺　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。

　⑻　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。

　⑼　本組合の構成市町村が課する税及び料の滞納をしていない者であること。

３　契約候補者の選考方法

　　参加資格を有する者が提出した企画提案書等を中立かつ公正に審査し、本事業に係る契約候補者を選考するため、鳥取県西部広域行政管理組合高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係るプロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査する。

　　なお、委員会の会議は、参加資格を有する者の提案した技術面での蓄積したノウハウ等を保護するため、非公開とする。

４　手続等

　⑴　担当部署（書類の提出先及び問合せ先）

　　　〒683-0853　鳥取県米子市両三柳5452番地

　　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局　指令課

　　　電話：0859-35-1960　FAX：0859-35-1964

　　　E-mail：shireika@tottori-seibukoiki.jp

　⑵　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の入手方法

本組合ホームページにおいてダウンロードすること。

　⑶　参加表明及び参加手続について

　　ア　受付期間

　　　　令和６年５月７日（火）から同年５月14日（火）　午後５時（必着）

　　イ　提出場所

　　　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局指令課

　　ウ　提出方法

　　　　持参（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。）又は郵便による発送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

　⑷　調達仕様書（案）等の交付期間及び交付場所

　　ア　交付期間

　　　　令和６年５月21日（火）から同年５月28日（火）

　　　　※　午前９時から午後５時までとする。

　　イ　交付場所

　　　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局指令課

　　ウ　受渡し方法

　　　　交付場所で電子媒体（光学メディア）により交付を行う。交付を受ける者は、電子媒体（光学メディア）を持参すること。別途受渡し方法を希望する場合は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局指令課と調整し、決定すること。

　⑸　企画提案書等の提出

　　ア　受付期限

　　　　令和６年６月21日（金）　午後５時（必着）

　　イ　提出場所

　　　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局指令課

　　ウ　提出方法

　　　　持参（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。）又は郵便、宅配便等（提出期限までに必着のこと。）による発送により提出すること。

　　　　なお、電送（電子メール等）による提出は、受け付けない。

５　契約方法

　⑴　契約候補者に選考された者が提出した企画提案書等の内容に基づき、本組合と当該契約候補者とにおける仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。

　　　なお、契約候補者が辞退又はその他の理由で契約の交渉することができない場合は、契約次点候補者と契約の締結に係る交渉を行うものとする。

　⑵　契約用仕様書（案）の内容については、本組合と協議の上、決定する。なお、契約候補者にあっては、本協議において、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業における標準化への対応及び機能強化に該当する点について詳細な説明を行うこと。

　⑶　契約手続及び契約書の書式は、本組合の定めるところによる。

６　その他

　　本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。